

定 款

一般社団法人 ユニバーサルフライングクラブ

一般社団法人ユニバーサルフライングクラブ 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ユニバーサルフライングクラブ（以下「クラブ」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、飛行機を会員同士が使用することにより航空に関する知識の普及及び技術の向上を促進し、もって民間航空の発展に寄与するとともに、会員相互の支援、交流、連絡、福祉、親睦その他会員に共通する利益の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助、支援、親睦のための事業
- (2) 会員が利用する飛行機の整備管理と飛行クラブの運営
- (3) 会員の航空従事者としての養成及び指導
- (4) その他目的達成のため必要な一切の事業

第 3 章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次に掲げる正会員、贊助会員及び相談役とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 贊助会員 当法人の事業を贊助するために入会した個人。
- (3) 相談役 クラブ運営に関する相談・助言を通じてこの法人に協力する個人。

(入会)

第6条 この法人の正会員及び贊助会員の資格は、その入会の申し込みにより、理事全員の承認を経て会員名簿に登録されたときに取得する。

(正会員の権利)

第6条の2 正会員は次の権利を有する。

- (1) 所定の手続きを経てクラブ機を使用して、操縦もしくは操縦練習を行う。
- (2) 所定の手続きを経てクラブ主催の実機練習会に出席し、クラブ主催の各種行事に参加する。

(贊助会員の権利)

第6条の3 贊助会員は次の権利を有する。

- (1) クラブのメーリングリスト、ホームページにアクセスすることができ会員と同乗フライト也可能とする。ただし飛行機の操縦は不可とする。

(会費の支払義務)

第7条 正会員及び賛助会員は、会費を支払うものとし、その金額は総会の決議で定める。本条の会費は、一般法人法第27条の経費とする。

2 別途会費規則に定めるところに従い、納入した入会金および会費はいかなる場合に於いても返却しない。

(任意脱退)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 当該会員が死亡したとき。
- (2) 総会で決議されたとき。
- (3) 会員が第7条の会費を会費規則に規定された期日までに納めなかったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(運用規則等)

第12条 会員の飛行について運用規則等については別途定めることとする。

第4章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 次年度の予算、事業計画の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して招集の通知を発するものとする。ただし、一般法人法第38条第1項第3号（書面による議決権行使）または第4号（電磁的方法による議決権行使）に掲げる事項を定めた場合には、総会の2週間前までに招集の通知を発するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 正会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事が、前項の議事録に記名押印し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上、5名以内。
- (2) 監事 1名。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事は、正会員の中から選出するものとする。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表しその業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に2回以上理事会を開催し自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 基本財産の処分の発議
- (5) 会費規則、運用規則、その他規則、内規の改廃
- (6) その他必要な事項

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監事が当該提案について異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることのできない場合は、官報による。

第10章 附則

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月31日までとする。

